

答申書
(案)

平成 年 月 日

宇都宮市交通安全審議会

目次

はじめに	1
I 交通安全計画における目標指標等について	2
II 交通安全施策の推進について	3
III 附帯意見	6

はじめに

本答申書は、平成27年7月2日付富生安第202号による市長からの諮問に応じ、「第10次宇都宮市交通安全計画（以下、第10次計画という）の策定」について、答申するものであります。

当審議会は、宇都宮市交通安全条例第7条第2項にある「宇都宮市交通安全計画の作成又は変更に関すること等を調査審議」する機関であり、今回、平成27年度で計画期間が終了する第9次計画を改定し、新たに第10次計画を策定することが必要となったことから、調査審議を行つてきたところであります。

本市の交通事故発生状況については、交通事故発生件数は、年々減少傾向にありますが、高齢人口の増加に伴い、高齢者の交通事故の割合が増加していることや、自転車の交通事故の割合が高いことなどの傾向もみられることから、社会情勢の変化や交通事故の特徴に対応した、より効果的な交通安全対策を講じていく必要があります。

当審議会においては、これまで5回にわたり、「本市の交通事故の現状」や「第10次計画の策定に向けた課題」「交通安全施策」などについて調査審議を進め、その結果を、この答申にまとめたところであります。

市におかれましては、この答申の趣旨を十分に斟酌いただき、計画を確定のうえ、関係機関、団体等と連携し、今後に展開する交通安全施策を着実に推進されることを期待いたします。

平成　　年　　月　　日

宇都宮市交通安全審議会
会　長

I 交通安全計画における目標指標等について

(1) 計画の目標指標について

- ・ 計画の目標指標の設定にあたっては、国や県が策定する交通安全計画の指標との整合を図るとともに、第9次計画からの継続性、これまでの経年的な変化の検証や評価の容易性を考慮し設定すること。

(2) 横断的かつ重点的に取り組む視点について

- ・ 本市の交通事故の発生件数及び死者数を分析すると、高齢者と自転車に関係する交通事故の割合が高いことから、高齢者及び自転車の交通安全対策が特に重要な課題となっている。

また、少子化による人口減少対策が全国の各地方自治体における喫緊の課題となっている今日、次代を担う子どもの安全・安心は、あらゆる分野において重要なテーマとなっている。特に、本市においては、「人口1万人あたりの自転車事故当事者数」において、高校生が突出して高い状況であることから、高校生を含め子どもの交通安全対策も重要な課題となっている。

このようなことから、本計画の策定にあたっては、次に掲げる5つの「施策の柱」に対し、特に重要な課題である「横断的かつ重点的に取り組む視点」として「高齢者の安全確保」「自転車利用者の安全確保」「子どもや高校生の安全確保」を推進すること。

また、この3つの視点を適切かつ強力に進めていくため、各対象ごとに成果指標を設定し、毎年、進行管理していくこと。

Ⅱ 交通安全施策の推進について

以下の施策を推進すること。

1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

(1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進

- ・ 交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

人優先の交通安全思想のもと、高齢者や障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、また、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

のことから、交通安全意識を高揚させ、交通ルール遵守やマナー向上を図っていくため、人の成長過程に合わせ、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進すること。

さらに、計画期間内にＬＲＴの導入が予定されていることから、市民がＬＲＴと共に暮らすライフスタイルに円滑に移行することができるよう、各世代に対する交通安全教育を実施すること。

(2) 自転車利用者への交通安全教育の推進

- ・ 自転車は、自動車と衝突した場合には被害者となる反面、歩行者と衝突した場合には、加害者となり得るものであることから、道路交通法改正による自転車運転者講習制度の施行も踏まえ、自転車利用者が「車両」としての交通ルールやマナーを十分に理解できるよう、自転車利用者への交通安全教育を推進すること。

(3) 交通安全運動の推進

- ・ 市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図るため、全国及び県下一斉に実施される交通安全運動に積極的に取り組み、交通安全運

動への市民の積極的な参加を促進し、交通安全活動を通した交通安全意識の高揚を図ること。

(4) 交通安全広報啓発活動の推進

- ・ 市民に対する交通安全意識や交通ルール、マナーの向上を図るため、広報紙や市ホームページ、イベント等あらゆる機会を活用した広報啓発活動を推進すること。

(5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

- ・ 本市の交通安全活動をより充実させていくため、交通安全に関する民間団体等の自主的な交通安全活動に対する支援や民間企業等が行う交通安全教室などの取組支援を通して、その主体的活動を促進すること。

2 地域と連携した道路交通環境の整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・ 子どもから高齢者まで全ての人が安心して利用することができる通行空間を確保するため、歩道整備やバリアフリーに考慮した道路整備を進めるとともに、通学路の交通安全確保などにより、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を図ること。

(2) 自転車利用環境の総合的整備

- ・ 自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車は「車両」であるとの原則のもと、異種交通を分離し自転車走行空間を確保していくとともに、無秩序な駐輪により安全な歩行空間や自転車の走行空間が阻害され、交通事故等を誘発し危険性が高まることから、安全な道路環境を確保するための放置自転車対策を推進すること。

(3) 交通事故多発地点等の安全性向上の推進

- ・ さらに交通事故を減少させていくためには、交通事故が多発している危険箇所の安全性を向上させる必要があることから、交通事故発生箇所

の地理情報を活用した調査分析を踏まえ、地域や道路管理者、警察が連携しながら交通事故多発地点に対する安全性向上に向けた取組を推進すること。

(4) 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進

- ・ 公共交通の利用促進を図っていくため、公共交通ネットワークの整備を推進していくとともに、幹線道路や生活道路において、地域が危険だと感じる交差点や道路等の安全を確保するため、交通安全施設の整備や劣化した交通安全施設等の更新など道路交通環境の整備を推進すること。

3 地域における道路交通秩序の維持

(1) 自転車の交通事故を防止するための地域活動の推進

- ・ 自転車は、市民の手軽な交通手段として広く普及している反面、車両としての交通ルールの理解が不十分であることなどから、地域等と連携し自転車の交通事故を防止するため、安全利用に関する指導や自転車ヘルメットの着用促進に向けた取組を推進すること。

(2) 暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組の推進

- ・ 暴走族による暴走行為や飲酒運転など悪質・危険性、迷惑性の高い交通違反は、重大な事故につながる恐れがあることから、警察による取締りのほか、地域住民と連携し暴走族や飲酒運転を許さない環境づくりを推進すること。

4 救助・救急対策の推進

(1) 救助・救急体制の充実

- ・ 交通事故等による負傷者への高度な救命処置と悪化防止など救急活動の向上を図るため、救急救命士の計画的な養成と救急・救助隊員の教育訓練を通して、救助・救急体制の充実を図ること。

(2) 応急手当の普及啓発活動の推進

- ・ 交通事故等による負傷者の救命効果を向上させるためには、救急自動車が到着するまでの間、現場で市民による迅速かつ適切な応急手当が効果的であることから、応急手当に関する知識・技術の普及促進を図ること。

5 被害者対策の推進

(1) 関係機関と連携した被害者支援の推進

- ・ 交通事故被害者等は、多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、また、掛け替えのない命を絶たれたりするなど、被害者及びその家族を含め大きな苦痛を受けており、このような被害者等を支援することは重要なものであることから、犯罪被害者等を支援する民間団体や県と連携を強化し、被害者対策を推進すること。

III 附帯意見

上記の施策を推進するにあたっては、以下の事項に、特に留意されたい。

- 1 子どもは日々の生活の中で親を通して交通ルールを学ぶことが多いことから、親が正しい交通ルールを認識し、子どもに伝えられるよう、保護者に対する教育を講じていくこと。
- 2 成人に対する交通安全教育の実施にあたっては、警察や安全運転管理者協議会等の関係機関と十分に連携を図りながら推進すること。
- 3 地域内交通やLRTなど、公共交通ネットワークの整備を進めることで、高齢者が車を運転しなくても移動しやすい環境を作っていくこと。
- 4 子どもから高齢者まであらゆる世代が自転車用ヘルメットを着用するよう、効果的な対策を講じること。

- 5 市PTA連合会の保険を児童、生徒の保護者に対して働きかけていくなど、自転車損害賠償保険への加入促進に向けた効果的な取組を促進すること
- 6 チャイルドシートの正しい使用に関する啓発を行う際には、母子健康手帳の交付時など機会を捉えた効果的な周知啓発に努めること。
- 7 中学・高校生など若い世代が、自発的に反射材を着用するような取組を推進するなど、あらゆる世代に対して交通事故の防止に有効な反射材の着用を促進すること。